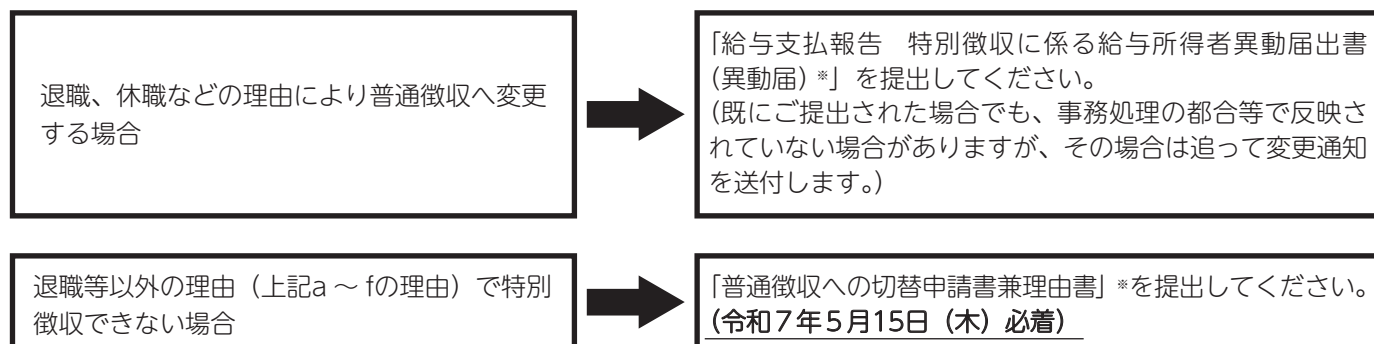


令和7年度 個人住民税（市民税・県民税・森林環境税）特別徴収事務のお知らせ

個人住民税の特別徴収義務の指定について

今年度の給与支払報告書をご提出いただいた際、普通徴収を希望されていても、『a.給与受給者総人員数が2名以下（退職者・乙欄・専従者等を除く） b.他の事業所で特別徴収 c.毎月の給与が少なく、税額を特別徴収しきれない d.給与の支払いが不定期 e.事業専従者（個人事業主のみ対象） f.退職（退職予定を含む）』等の理由が明記されていない場合は、原則として特別徴収で通知しています。（e L T A X による提出の場合で、特別徴収できない理由の内訳等の報告がされていない場合も同様です。）

○通知した内容から変更等のための手続き



納期の特例（年2回納入）について

総従業員が常時10名未満である特別徴収義務者は、市長の承認を受けると、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの分をそれぞれ12月10日及び翌年の6月10日納期限の2回で納入することができます。この適用を受けるためには申請書※の提出が必要です。

※印の「異動届」、「普通徴収への切替申請書兼理由書」及び納期の特例の「申請書」は、生駒市のホームページの『しごと・産業⇒しごと・産業に関する申請書ダウンロード⇒税金に関する申請書ダウンロード』からダウンロードできます。

個人通知「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」について

令和6年度から電子データでの受取を選択できるようになり、「電子データ（正本）」又は「書面（正本）」のどちらかでの受取となります。「電子データ（正本）」での受取の場合、外字についてはカタカナでの表記となる場合がございます。

「書面（正本）」での受取の場合は、個人情報保護のため、圧着処理を施していますので、趣旨をご理解いただき、くれぐれも事業所様において開かれることのないようお願いいたします。また、再発行はいたしかねますので、万が一事業所様をご本人様に配付いただく前に開かれた場合には、その旨をご本人様にご説明の上お渡しいただきますようお願いいたします。

（裏面もご覧ください）

納入場所について

- ・金融機関の統廃合によって納入場所が変更される場合がありますのでご注意ください。
- ・令和7年4月1日からりそな銀行が使用できなくなっておりますのでお気を付けください。
- ・近畿2府4県以外のゆうちょ銀行で納入される場合は指定通知書の提出が必要となりますのでご注意ください。（特別徴収のしおり18ページ参照）

納入書について

納入書をお送りしていない事業所様で、必要な場合はご連絡ください。
年度途中に税額変更がある場合でも、納入書は新たに送付しておりませんので、お手数ですが金額を訂正のうえ納入してください。

異動届の提出について

納税者が退職又は転職した場合に、異動届が提出されないと、納税者の特別徴収税額が特別徴収義務者のもとの残ったままになります。このため、本来納入義務のない税額が未納扱いとなり、特別徴収義務者に対して督促状及び催告書の発送等が行われます。また、切替手続きが行われないと、納税者ご本人へ普通徴収の納税通知書をお送りすることができません。必ず異動届を提出してください。

※退職された方に特別徴収の納入書は、渡さないでください。

e L T A Xで給与支払報告書をご提出の事業所様へ

e L T A Xで給与支払報告書を提出いただいた事業所様への令和7年度の特別徴収税額決定通知につきましては、給与支払報告書提出時の通知の受取方法に基づいて、e L T A Xで電子データを送信または書面を送付しています。

なお、通知につきましては本年4月14日までに受付した異動届の内容で作成しています。それ以降の異動等に係る通知につきましては、順次変更通知を電子データで送信または書面で送付いたします。

※通知の受取方法を設定されていない事業所様につきましては、通知は書面で送付しています。電子データの送信を希望の場合は、特別徴収義務者用・納税義務者用それぞれの通知の受取方法と、電子データ送信先のメールアドレスを明記した「特別徴収税額通知の受取方法等変更申出書」を、生駒市役所課税課市民税係までご提出ください。（「変更申出書」は市ホームページからダウンロードできます。）

☆ 問い合わせ先 ☆
生駒市役所 課税課 市民税係
電 話 0743-74-1111 内線7120・7121・7122
F A X 0743-74-1333